

1.安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関連法令及び運輸安全マネジメント規定に定められた事項を遵守する。

- ①経営トップ並びに管理者は、職場巡回などの機会を持ち「安全確保が最も重要であるという認識の徹底をはかる。
- ②職場において、全従業員に対して安全管理関係法令・規定の意図するところを理解させ、コンプライアンス遵守するよう教育する。

2.安全に関する内部監査を実施し、必要な是正措置、予防措置を講じる。

- ①現場部門、関係部門、リスクマネジメント・保安監査室等々と連携して、安全対策の改善、フォローアップ監査等を実施して相乗効果的な監査を実施する。
- ②原則として、年1回以上職場の監査、安全パトロールを実施する。

3.安全に関する情報の連絡体制を構築し、情報の共有化、有効活用をはかる。

- ①事故・不祥事が発生した場合、ルールに基づいて、速やかに報告するとともに対応をはかる。
- ②マルエスグループで安全情報・リスク情報・事故不祥事情報を共有するシステムを構築し、水平展開をはかる。

4. 監督官庁への届出に関する指導、法令に基づく資格教育及び教育研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

- ①法令で定められた資格の習得計画を作成して効果的な教育研修を実施する。
- ②法令で定められた事前申請(特車・増車等)を着実に実施する。